

# 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 相談窓口のご案内

茨城県では、失語症により意思疎通を図ることが困難な方への外出の同行や公共交通機関利用時の援助、各種会合でのコミュニケーションの援助を行うために、「失語症者向け意思疎通支援者」を派遣する事業を実施します。

## ご利用できる方

茨城県内に居住する失語症者の方であり、本事業への利用登録を済ませられている方

音は聞こえているのに言葉が理解できず相手の話が分からない



言葉が思いつかず言いたいことがうまく伝えられない。違う言葉に間違える



これらの失語症者の「困った」に寄り添い支援することができるのが失語症者向け意思疎通支援者です

文字が理解できず説明文などの内容が分からない



文字が思い浮かばず書くことができない。違う文字に間違える



## <失語症者向け意思疎通支援者派遣事業とは??>

失語症により意思疎通を図ることが困難な方への外出の同行や公共交通機関利用時の援助、各種会合でのコミュニケーションの援助を実施する支援者を派遣します。

### ○ご利用できる方

- ・茨城県内に居住する失語症の方であり、事業への利用登録が行われている方

### ○意思疎通支援者にできること

- ・失語症友の会などでのコミュニケーション支援
- ・銀行や市役所などの公的機関での手続き支援
- ・買い物や病院受診等の同行支援

### ○利用料金、1回あたりの派遣可能時間

- ・無料、1日あたり8時間が限度

<<失語症当事者の方、そのご家族の方、または失語症の方に携わっている医療・介護・福祉職の方々へ>>  
コミュニケーション支援を必要とする時など、ご不安な時にどうぞお気軽に下記までご相談ください。

### 【茨城県失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 相談窓口】

FAX:0294-32-7491 担当-磯野  
電話:070-9038-0582 担当-横田  
窓口対応時間:月曜から日曜 10:00~17:00

※電話に出られない場合、後ほど担当から折り返します。

派遣詳細は  
右のORコードより専用  
チラシをご覧ください



事業詳細は  
右のORコードより県士  
会特設ページをご覧ください

